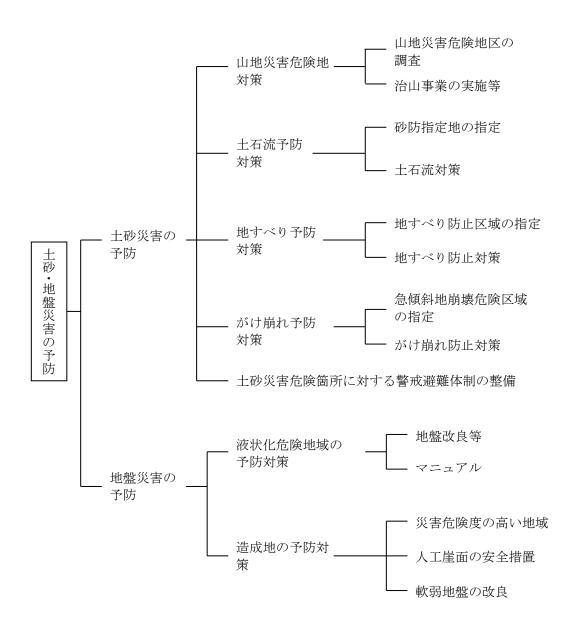
第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地滑り、崖崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。

また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。



第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地滑り等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区、及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講ずる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土砂等の生産、流送もしくは堆積により、渓流、河川もしくはその流域に著しい被害を及ぼすおそれがある区域を調査し、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防えん堤・渓流保全工等の砂防設備施設の整備を推進する。

第3項 地滑り予防対策

通常の地滑りは傾斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地滑りは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす可能性があることから、次の対策を講じる。

1 地滑り防止区域の指定

地滑りしている地域及びその隣接地域のうち地滑りの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものについて、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 地滑り防止対策

地滑り防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地滑り防止施設の整備を推進する。

第4項 崖崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危険が生じる区域について、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 崖崩れ防止対策

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

第5項 土砂災害危険箇所に対する警戒避難態勢の整備

土砂災害危険箇所付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備及び提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、 建築物や地下埋設等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良により液状化の発生 を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施する ほか、大規模開発にあたっても十分な連絡・調整を図るよう努める。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル 等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成・開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導を行う。

また、梅雨期や台風期前の巡視及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

- 1 災害防止に関する指導基準
- (1) 災害危険度の高い区域

地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度及び建築確認制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

(4) 宅地耐震化推進事業の促進

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて滑動崩落防止工事の実施等を検討する。